

令和7年度 随意契約一覧表(環境部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境保全指導課	吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検証補助委託業務	南吹田周辺地域で土壌・地下水汚染が確認されている工場内浄化対策に関する書類審査、会議運営及び地下水の状況把握についての技術的な支援を得る。	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区道修町1丁目6番7号 (株)建設技術研究所 大阪事務所	2,607,000	本業務は、土壌・地下水汚染浄化に関する高度な知識、技術及び経験を要し、特に、(株)建設技術研究所 大阪事務所がこれまで本業務に関わることにより集積されたノウハウや南吹田地域の地下水の状況に関する知見等を活かした技術的支援は非常に有用であり、本業務の委託先を変更することは、業務の効率性を著しく低下させ、本業務の目的である書類審査や会議運営に支障があるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ(特定の者でなければ役務を提供することができないとき)に該当)
2	環境保全指導課	環境監視等(水質等)委託業務	河川・水路・ため池水質調査、地下水調査、河川・水路等のダイオキシン類調査及び事業所排水規制に係る試料採取・分析を実施するとともに、測定データの管理を行う。	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府茨木市南目垣1丁目4番1号 帝人エコ・サイエンス(株) 茨木事業所	19,998,000	指名競争入札の結果、不調となったため、最低価格を提示した業者と随意交渉をした結果、本市予定価格の範囲内で交渉が成立したため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号に該当)
3	環境保全指導課	環境監視等(大気関係)委託業務	有害大気汚染物質の測定、大気の大ダイオキシン類調査、臭気測定及び石綿測定に係る試料採取・分析を実施するとともに、測定データの管理を行う。	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市淀川区西中島7丁目1番5号 中外テクノス(株) 関西支社	7,898,000	指名競争入札の結果、不調となったため、最低価格を提示した業者と随意交渉をした結果、本市予定価格の範囲内で交渉が成立したため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号に該当)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター一般廃棄物埋立処分業務	資源循環エネルギーセンターから排出される焼却残灰を、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場にて埋立処分する業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	単価契約 1tあたり 12,870円(税込) 執行予定総額 52,767,000円	本市は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、焼却残灰等の埋め立てを大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に、港湾埋立整備事業を行っています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また吹田市内に埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約をするものです。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)物品・委託役務関係業務 カ(特定の者でなければ役務を提供することができないとき)に該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環エネルギーセンター	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業(令和7年度建設委託契約)	令和7年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(令和7年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	8,763,000円	資源循環エネルギーセンターの焼却残灰等の埋立は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)と事業計画に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して、廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に港湾埋立整備事業を実施しています。その運営費用については、上記の出資者で年度ごとに団体別に負担しています。 運営費用のうち、建設委託については、同センターの搬入基地が供給開始から20年以上が経過し、設備の老朽化が進んでおり、早急な設備改修等の対策が必要なため、延命化対策工事、排水処理施設関係工事を計画的に実施しています。また、ダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案が発生したことを受け、環境保全対策調査も合わせて実施しています。 調査委託については、令和10年以降の次期計画調査に向けた環境影響評価に着手しています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また、吹田市内には埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給。	令和7年4月1日から令和7年4月30日まで(令和7年4月1日)	京都府京都市南区東九条室町23 エフビットコミュニケーションズ(株)	5,707,053円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター溶融飛灰搬送処理業務	資源循環エネルギーセンターから排出される溶融飛灰を再資源化するために処理施設までの搬送と処理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	栃木県小山市大字梁 2333番地29 メルテック・東亜環境コーポレーション共同企業体	単価契約 溶融飛灰1tあたり 71,390円(税込) 溶融飛灰(混合灰) 1tあたり 75,790円(税込) 執行予定総額 65,131,000円	本業務は、吹田市一般廃棄物処理基本計画に基づくりサイクル率向上のため、資源循環エネルギーセンターから発生する溶融飛灰中に含まれている重金属類を、山元還元処理にて有効な資源にするために資源化処理を行う業務です。 溶融飛灰は特別管理一般廃棄物にあたるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令等を遵守し、安全に資源化処理することが可能な施設での処理が必要です。年間を通して安定的に資源化処理できる施設を有する吹田市の登録業者は、メルテック株式会社1社のみです。 また、本業務には、溶融飛灰の資源化処理業務と、それに付随する運搬業務の2種類の業務が含まれています。メルテック株式会社は資源化処理業務しか行っていないため、運搬業務を行う者に業務を委託する必要があります。メルテック株式会社と運搬業務について業務提携を行っている株式会社東亜環境コーポレーションは、取扱いについての十分な知識と搬送中に溶融飛灰が飛散しない構造の車両を複数台有し、搬送実績があります。 同一契約を行うことで、効率的な事務処理等ができコスト削減となるため、メルテック株式会社と株式会社東亜環境コーポレーションによる、メルテック・東亜環境コーポレーション共同企業体として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当。)
8	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンターエレベータ設備保守点検業務	資源循環エネルギーセンターエレベータ設備に係る建築基準法に基づく保守点検業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田 1丁目4番8号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社	2,547,600円	本業務に係るエレベータ設備については、三菱電機(株)にて設計・設置されたものであり、使用部品及び整備技術においては同社独自のものです。以上の理由により、同社製エレベータ設備の保守点検会社である、三菱電機ビルソリューションズ(株)関西支社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当。)
9	破碎選別工場	破碎選別工場 廃乾電池搬送処理業務	廃乾電池の適正処理及び搬送処理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区高麗橋 2丁目1番2号 野村興産(株) 関西営業所	単価契約 1kgにつき 75円(税抜) 執行予定総額 6,187,500円	国内で水銀含有廃棄物を再資源化処理できる業者は、野村興産(株)のみであり、また搬送業務を別途契約とするより、合わせて契約したほうが経費的に有利となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と随意契約するものです。

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
10	破碎選別工場	破碎選別工場等 電算機システム年間保守 点検業務	破碎選別工場及び資源リ サイクルセンターの電算 機とプログラマブルコント ローラによる運転、制御及 び記録を行うシステムを 正常かつ円滑に稼働させ るための保守点検業務	令和7年4月28日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月28日)	大阪市北区小松原町 2番4号 メタウォーター(株) 関西営業部	4,015,000円	本業務に係る設備は、富士電機(株)により開発されたシステムで あり、整備技術並びに部品の調達等については、同社独自のも のであります。メタウォーター(株)関西営業部は分社により業務 を引き継いでいるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号により、随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドラ イン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相 手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者 でなければ役務を提供することができないときに該当)
11	事業課	一般廃棄物(塵芥・ ペットボトル)収集運 搬業務	家庭から排出される一 般廃棄物(ごみ)の収集 運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市淀川区 東三国4丁目25番29 -206号 (株)石原産業	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 123,282,690円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・ 安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1) 【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を 提供することができないときに該当)
12	事業課	一般廃棄物(塵芥・ ペットボトル)収集運 搬業務	家庭から排出される一 般廃棄物(ごみ)の収集 運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市川岸町7番10号 鍵本産業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 297,863,887円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・ 安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1) 【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を 提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市都島区内代町2丁目7番38号 北大阪清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 100,883,511円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
14	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市淀川区田川北2丁目4番10号 (株)大建工業所	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 268,282,221円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
15	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市阿倍野区阪南町3丁目42番10号 大道興業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 229,296,149円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
16	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 109,774,468円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
17	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市岸部中2丁目10番10号 西川清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 246,053,687円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
19	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市東御旅町5番34号 (株)村尾興業	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 114,905,175円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
20	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市江坂町5丁目21番9-203号 (株)NANBU	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額577円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額338円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 690円 執行予定総額 97,976,234円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
21	事業課	一般廃棄物(ペットボトル)収集運搬業務	市内の一般廃棄物(ペットボトル)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番1号 社会福祉法人さつき福祉会	単価契約 1か所1回当たり 685円 執行予定総額 940,368円 ※単価には消費税を含まない	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施策の一環であり、福祉施設におけるペットボトルの収集運搬業務の委託であるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第3号に該当)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑4系排ガス処理設備及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、火の粉侵入防止装置、バイパスダンパ、熱交換器、フレキシブルダクト、インバータ、炎検知リレー、飛灰輸送管に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行う	令和7年5月12日から令和7年6月27日まで (令和7年5月12日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	16,383,400円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許（特許第4413249号）を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号炉系機械設備整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの1号炉系燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年5月12日から令和7年9月30日まで (令和7年5月12日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	103,730,000円	本整備に係る燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給。	令和7年5月1日から令和7年5月31日まで (令和7年5月1日)	京都府京都市南区東九条室町23 エフビットコミュニケーションズ(株)	4,269,631円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	資源循環 エネルギー センター	ガス供給契約	13Aガスの供給	令和7年5月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年5月1日)	大阪市中央区平野町4丁 目1番2号 大阪ガス株式会社	3,308,696円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づくガスの使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託 役務関係業務】ウに該当。)
5	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 19,995kg	令和7年5月7日から 令和7年5月9日まで (令和7年5月7日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,671,231円	令和7年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託 役務関係業務】ウに該当。)
6	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 19,995kg	令和7年5月29日から 令和7年5月30日まで (令和7年5月29日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,671,231円	令和7年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託 役務関係業務】ウに該当。)
7	破碎選別工場	破碎選別工場 不燃ごみ破碎機設備修 繕 (第1回目)	破碎選別工場の不燃ごみ	令和7年5月2日から 令和7年8月22日まで (令和7年5月2日)	兵庫県尼崎市浜 1丁目1番1号 クボタ環境 エンジニアリング(株) 大阪支社	9,570,000円	本修繕にかかる設備は(株)クボタの製品であり、部品調達及び 整備技術等については同社独自のものでありましたが、クボタ環 境エンジニアリング(株)大阪支社に本設備の全てを業務移管さ れており、本修繕については同社でしか対応できないため、地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号により、クボタ環境エン 지니어リング(株)大阪支社と単独随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき 【建設工事】 ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者 と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき に該当。)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑2・3系熱交換器及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、熱交換器、炉出口ダンパ、再燃焼炉絞り壁及びセラミックブロック、再燃焼炉バーナリング、1次冷却用送風機、モートルブロック、インバータ、炉操作盤炎検知リレー、炉制御盤電磁開閉器等、炉内台車に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行うものです。	令和6年6月18日から 令和6年11月28日まで (令和6年6月18日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	105,046,700円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号焼却炉耐火物整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの1号焼却炉耐火物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年6月16日から 令和7年9月30日まで (令和7年6月16日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	46,200,000円	本整備に係る燃焼設備と燃焼ガス冷却設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 1号炉3次過熱器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの1号炉3次過熱器管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年6月23日から 令和7年7月18日まで (令和7年6月23日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	8,052,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給。	令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで (令和7年6月1日)	京都府京都市南区 東九条室町23 エフビット コミュニケーションズ(株)	4,591,365円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 1号灰溶融炉整備	本整備は、溶融設備の1号灰溶融炉及び付帯設備等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年6月23日から 令和7年9月16日まで (令和7年6月23日)	神奈川県川崎市川崎区 夜光2丁目4番1号 大同環境エンジニアリング 株式会社 東京支店	43,054,000円	本整備に係る溶融設備の1号灰溶融炉及び付帯設備等は、大同特殊鋼株式会社の製品であり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター ごみクレーン 共通自動操作盤整備	本整備は、ごみクレーン共通自動操作盤の部品交換および調整を行い、今後の安定運転を図るものです。	令和7年6月2日から 令和7年10月31日まで (令和7年6月2日)	大阪府大阪市中央区 本町1丁目8番12号 (株)日立プラントメカニクス 関西支店	7,150,000円	本整備に係る設備は、株式会社日立プラントメカニクスの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社日立プラントメカニクスで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市災害廃棄物処理計画改定及び市民向け啓発ツール等作成支援業務	災害廃棄物等の処理に係る予防措置、緊急時及び復旧時等の対応について具体的に定めるため、「吹田市災害廃棄物処理計画」改定に必要な支援及び市民向け啓発ツール等作成に必要な支援を行うものです。	令和7年7月1日から 令和9年3月31日まで (令和7年7月1日)	大阪府大阪市淀川区 田川北2丁目4番66号 応用地質株式会社 関西事務所	11,743,600円	プロポーザル方式による契約候補者の選定を行い、当該業者を最優秀提案事業者として決定したため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当)
2	資源循環エネルギーセンター	吹田市資源循環エネルギーセンター 1号ろ過式集塵器整備	本整備は、吹田市資源循環エネルギーセンターの1号ろ過式集塵器について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年7月14日から 令和7年9月30日まで (令和7年7月14日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	18,150,000円	本整備に係る排ガス処理設備の1号ろ過式集塵器は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	塩化水素濃度計等 排ガス分析計整備	本整備は、排ガス分析計の部品交換、機器調整及び校正を行い、測定精度の確保、機器の安定的な運用を図るものです。	令和7年7月1日から 令和7年12月23日まで (令和7年7月1日)	大阪市中央区 大手前1丁目7番31号 京都電子工業(株)	4,892,800円	塩化水素濃度計等の排ガス分析計については京都電子工業(株)製の機器で、整備技術等についても独自のものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	吹田市資源循環エネルギーセンター 1号ボイラー過熱器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの1号ボイラー過熱器管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年7月28日から 令和7年8月29日まで (令和7年7月28日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2 丁目2番33号 株式会社 タクマ	8,030,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環 エネルギー センター	電気需給契約	資源循環エネルギーセン ター、破碎選別工場及び資 源リサイクルセンターにおい て使用する電気の供給。	令和7年7月1日から 令和7年7月31日まで (令和7年7月1日)	京都府京都市南区 東九条室町23 エフビット コミュニケーションズ(株)	13,411,784円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係 業務】ウに該当。)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環 エネルギー センター	電気需給契約	資源循環エネルギーセン ター、破碎選別工場及び 資源リサイクルセンターに おいて使用する電気の供 給。	令和7年8月1日から 令和7年8月31日まで (令和7年8月1日)	京都府京都市南区 東九条室町23 エフビット コミュニケーションズ(株)	5,127,058円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託 役務関係業務】ウに該当。)